

東京都保健医療計画について

- ◆ 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画
 - 【現行第7次計画の計画期間】 平成30年度～令和5年度の6年間
 - 今年度は、現行計画最終年に当たることから、改定を実施
 - 【第8次計画の計画期間】 令和6年度～令和11年度の6年間
- ◆ 令和3年医療法改正により、第8次計画から記載事項に「新興感染症拡大時における医療」が追加され、5疾病・6事業※等を記載
 - ※5疾病:がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患、6事業:救急・災害・新興感染症・へき地・周産期・小児(小児救急を含む。)医療

改定スケジュール

	4 年度		令和 5 年度											
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
医療審議会									● 骨子案報告				● 諮問	● 答申
保健医療計画推進協議会						● 基本理念・基本目標、章立て検討		● 計画骨子案の検討、 現行計画の進捗 状況評価		● 計画素案 検討				
改定部会					● 7/31第2回 基本理念 ・目標、 章立て検討	● 疾病・事業 ごとの検討 (第3～6回)		● 第7回 計画骨子案 検討		● 第8回・9回 計画素案 検討				
各疾病・事業の協議会等 (除く6事業目)				課題・骨子案・指標等 検討										
【6事業目：新興感染症等】 感染症予防医療対策審議会						● 諮問 (7/27)								● 答申
連携協議会 連携協議会予防計画協議部会						● 改定概要説明 部会設置		● 部会での素案協議		● 協議会での 中間まとめ (案)協議				
国の動き		● 3/31医療計画作成指針、 疾病・事業及び在宅医療 指針を通知		● 5/26疾病・事業及び在宅 医療指針(新興感染症)を 通知										

パブリックコメント・
関係団体への意見照会

公表